埼玉県青少年健全育成審議会 議事録要旨

日 時	平成27年6月8日(月) 午後2時00分から4時00分
場所	庁議室
出席者数	1 3 名
出席委員	明石委員、関根委員、東谷委員、吉川委員、武内委員、齋藤委員、沼野委員、橋本委員、平本委員、水野委員、中村委員、生駒委員、伊地知委員
欠席委員	なし
諮問事項 その他	ア 埼玉県青少年健全育成審議会について イ 子供安全見守り講座テキストについて ウ 青少年総合野外活動センターの廃止について エ 青少年課で実施する体験活動事業について

1 開 会

2 会長の選任等

埼玉県青少年健全育成審議会規則第4条により、会長に明石委員を選任した。 また同規則第4条第3項により、吉川委員を会長代理に指名した。

3 議事録署名委員の指名

関根委員、東谷委員

4 議事要旨

- (1) 議事ア 埼玉県青少年健全育成審議会について 事務局から資料1-1、1-2に基づき説明し、委員からは質疑等はなかった。 同規則第6条第2項により、再調査部会委員を指名した。
- (2) 議事イ 子供安全見守り講座テキストについて 事務局から資料 2-1、2-2 に基づき説明し、委員から次のとおり質疑等 があった。

(明石会長)

講座の実施回数は、この5年間で100回くらい増えているが、アドバイザー数は半分に減っている。精選されて優秀なアドバイザーが残り、一人のアドバイザーが受け持つ回数が増えているということか。

(事務局)

5年前、多くの方に手を挙げていただいて最初のアドバイザーを任命した。 受講者のニーズに答えられるだけの講座を運営できるよう、年に何回も研修を 重ねて、講座内容の水準やその時々の新しい事案を取り込んだ形で開催するよ うネットアドバイザーにお願いしてきたが、そういった形で続けていただける 方が絞り込まれた。絞り込まれた方々は問題意識もあり熱心で、講座のやり方 も御自身でパワーポイントで資料を作るなど工夫をされている。そういった方 の講座を受講された保護者の方の口コミで引き合いが多くなっている状況で ある。

アドバイザーの方はある程度熱心に活動している方を中心に多くの講座を 引き受けていただき、昨年度は341回という実績になった。

(明石会長)

この数値を評価する前にどう読めばいいのかを確認したい。参加人数は毎年 1万7千人前後で、5年間でそれほど変わっていない。これを内訳で見ると、「中学校」は良い意味で増えてきている。「その他」も増えてきている。 埼玉県として、今後の5年計画で、子供安全見守り講座の達成目標(行政の数値目標)をどのように考えているのか。それを踏まえて予算をどうするのか。 この事業は埼玉県だけがやっていて、非常に良い企画だと思う。

(事務局)

当初、この講座を立ち上げたときは、5年間で全小学校を回ろうじゃないかと考えていた。しかし、各学校のカリキュラムの都合の中で全校生徒を集めた形で講座を実施する機会をなかなか持っていただけないということがある。

小学校を中心にアドバイザーを派遣しているが、中学校はスマホを持ち始める時期なので、昨年特にアドバイザーの派遣が多くなってきている。

アドバイザーの派遣と学校の日程との組み合わせが上手くできずに苦慮しているところである。

今後も、小学校、中学校を中心に派遣し、アドバイザーも県域全体にいるので、今後はアドバイザーの方にそれぞれお住まいの地域にこの講座のPRをしていただいて、講座を開催できなかった学校に声掛けしていただき、講座の実施に努めてまいりたい。

(伊地知委員)

講座テキストを新たに作っていただき、私達ネットアドバイザーは感謝している。保護者の方は携帯を持たせて子供が安全と思っていらっしゃる方が多いが、いやいや危険な物を渡しているんですよということを強く訴えたい気持ちがある。2ページに記載されているが、危険性がある、インターネットに接続できるものがこんなにたくさんあるんですよ、というところから説明をさせていただいている。ルール作りまでテキストに載っているので、持ち帰って保護者がまた振り返っていただけるものだと思う。

授業参観の後、学年全体の保護者の集まりの中でやらせていただいたり、中学1年生全体で体育館で説明させていただく形が、私が派遣されている中では多い。まず、中学生の保護者の方々は集まりが悪く、生徒数の人数で申込があっても実際に行ってみると保護者が少ないということもある。中学生が前の方に座っていて後ろの方に保護者がいらっしゃるという中で講座を開いている場合もある。

まず、保護者が持たせて安心というところから、危険性があるんですよ、という説明と、今は刻々と変わっているインターネットの環境の中で、親がもう少し子供のインターネットの使い方に関心を持ってほしい、見守りをしっかりしてほしいということを伝えていきたい。特に夜は良質の睡眠を子供たちにとって欲しいというところから、充電は親がする、インターネットにつながる物すべてを保護者が預かってほしいということを訴えている。

(武内委員)

5年間実際に講座を行ってみて、保護者の反応はどうか。今までにどのよう に改善されているのか。

(伊地知委員)

知らなかった、とか、安心だと思っていた、とか、こんなに危険なんだ、などの感想をいただいている。グループディスカッションの時間もとっているが、その中でぶっちゃけトークも出てきて、短く使わせたいのにすごく長く使ってしまうという親御さんの悩みなどが出てくる。

(事務局)

アンケートでルールを作っていますか、と聞くとルールを作っている方は少数だけれども、講座を聞いてルールをつくろうと思った、フィルタリングをしようと思った、という記載がある。

携帯電話やスマートフォンのフィルタリング利用率について、データを使って紹介させていただく。

内閣府の「平成26年度青少年のインターネット利用環境実態調査」という 調査と、県教育委員会の「平成26年度携帯電話等の取扱いに関する調査」が ある。

内閣府の調査では、全国の携帯電話のフィルタリング利用率は、小学生、中学生、高校生合計で61.1%、埼玉県の調査では90.5%である。スマートフォンのフィルタリング利用率は、全国では46.2%、埼玉県は67.3%である。ただ、保護者を対象とした調査なので、保護者が携帯電話やスマートフォンをショップに行って購入し、そのときに必要なアクセス制限のためのフィルタリングを設定したという認識で答えているが、今子供たちは暗証番号や機能制限の解除など、子供同士の情報で色々なことが出来るようになってしまっているので、実態はおそらくこれよりもフィルタリング利用率は下がっているのではないかと思う。

全国に先駆けてネットアドバイザーの講習を実施し、また、青少年健全育成 条例の改正を進めることによって、フィルタリング利用率についても全国より も上回った形で取り組んでいただいていると考えている。

(吉川委員)

テキストを使って今の子供たちに必要な具体的なものを保護者の教育という形で浸透させている貴重な事業だと思う。

しかし、常に言われることだが、結局、受けた人が得をする、受けた人はそれによって改善される、知識も増える、それによって救われる、ということで、もちろんすべてに同時に提供することはできないが、中学校に行ってみたら実は参加者は少ないけれど、後ろの席には保護者がいて前の席は中学生がいるという話を聞いて、そういった形での取組もあるんだなと思った。保護者がたと

え参加されていなくても中学生が参加する、保護者全てはおそらく参加しない だろうけれど、参加しない家庭に対しても情報が行き渡るようなことも同時並 行でやっていかなければと思う。

(明石委員)

これはホームページにアップしているのか。

(事務局)

青少年課のホームページから取り出すことができる。

(東谷委員)

実施回数は保護者を対象としたものか。それとも授業の中で行っているのか。

(事務局)

基本的に保護者を対象として実施している。昨年度から今年にかけての申し込み状況を見ると、保護者と生徒が一緒に講座を聞きたいという学校からの申し出が多い。その場合は、まず保護者と生徒が一緒に子供安全見守り講座を聞いていただいて、共通のところまでを聞いていただいた後、子供だけが教室に戻り、こういうことを講座で聞きましたがあなただったらどうしますか、お母さんお父さんとどんな約束をしますか、といった、振り返りの時間をとっていただいている。

(東谷委員)

講座を聞いて、保護者は危険性を理解すると思うが、児童生徒はどうか。

(事務局)

児童生徒にはアンケートは取っていない。主催された学校の先生や講座を受け持った担当の方からは、参加した保護者と児童生徒の人数などアンケートの集計結果をいただいている。備考に記入された保護者からの意見もいただいているが、児童生徒の感想はお寄せいただいていないようである。

(伊地知委員)

中学生に何か月前かにやらせていただいたときには、中学生の子供さんに向けて、インターネットの情報は全部正しいと思いますか、という投げかけをして、全部正しいとは限らない、という説明をさせていただいた。その中で、最後に感想をいただいたときには、情報を正しく見る力をつけたいですとか、夜は親に預けたいと思います、というような感想をいただいたところである。

(齋藤委員)

今、県内のいくつかの市町村で、携帯電話でのルールを市単位、行政単位で作られているところがある。例えば、深谷市、三郷市など色々あるが、だいたい話を聞くと、保護者たちの会合の中で話をすることと併せて、学校の方で子供達に話をして子供たちに宣言を考えていただいて、それを宣言として行政の方に出しているということがあるので、一気になかなかいけないところではあるが、徐々にそういった思いが伝わり広がってきていると思う。ただ、こちらの資料を見ると、その講座のレベルもあるのかもしれないが、アドバイザーの方が精査されているとのことである。今、県のPTAでも青少年課や教育局と手を組みながら、子供安全見守り講座のチラシは常に色々なところで配っているので、回数の結果にもつながってきているのではないかと思う。しかし、アドバイザーの方がこれ以上減ってしまうと大変なのかなと、アドバイザーの方を今後増やしていくような策はお持ちなのか、又は今もやられているのかどうか、お伺いしたい。

(事務局)

アドバイザーの方は伊地知さんを始め熱心に取り組んでいらっしゃる方である。貴重な人材でありマンパワーなので大切にしていかなければならない、と思っている。アドバイザーの人数はキープしていかなければと思っている。引き続き、青少年課も庁内で調整を図りながら、講座の充実、アドバイザーの確保に努めてまいりたい。今ここで具体的な対応はなかなか申し上げられないが、かけがえのない人材なので大切にしていかなければ、と強い思いでいる。さきほど、講座に出た方だけがこういった情報を受け取るのではないか、というお話があった。実は、啓発チラシを、中学生、高校生全員にお配りしている。県内の非行防止協力団体(アミューズメント施設営業者協会、埼玉県書店商業組合など)の方々に御支援をいただいてこういったチラシを作り、中学生、高校生の全生徒にお配りさせていただいていることを、この場をお借りして御紹介させていただく。

(橋本委員)

このテキストでは、ルールを決めることが大事なのではなく、ルールを守れることが大事ということが前面に出ている点が素晴らしいと思う。やはり相談の中でなぜルールを破ったんだと、例えば、子供を責めるとか取り上げるといったことをして、とても危機的な問題に発展することがある。それなので、こういったことを保護者に伝える際には、やはりルールを守るという力をつけること、あるいは、危険性はいつも隣り合わせだが、困ったときには相談できる親子関係が大事だということを、保護者の方々に分かってもらいたいなと思う。この場で質問していいのか分からないが、P16に「一日の生活を振り返ってみましょう」とあるが、実は使用時間についての親の常識と子供の常識の差

はあまりにも大きいということがある。例えば、何時間くらいだったら、どの 程度だったら程々なんですよ、というようなことを誰かにお聞きしたいなと思 った。

(関根委員)

資料2-1の活動実績について、「小学校」、「中学校」、「その他」の内訳で、未実施校のリストは把握されているか。

(事務局)

手元にはないが、派遣校については記録が残っているので未実施校は確認できる。ただ、未実施校をマークしてそこにアドバイザーを派遣するような取組は今のところ行っていない。

(関根委員)

ルールを作ることよりも守ることが大事だというようなお話を聞くにつけ、 やはりペーパーだけ配って満足するというのは送り手側の自己満足になって しまうのではないかと思う。やはり生きた言葉で直接注意喚起するということ を地道に続けていくことだと思う。確かに未実施のところに狙い撃ちで派遣す ることは簡単ではないのかもしれないが、検討していく必要があるのではない か。

(事務局)

学校現場には、必ず年間、薬物乱用防止教室や非行防止教室などを開催するように通知が来ている。その窓口となる生徒指導担当の教員が、例えば外部機関に講師を依頼し日程調整をして授業を開いたりしている。したがって、県内の小中学校については、必ず問題行動等の啓発講座は実施しているはずである。さらにその中で子供の携帯電話やスマートフォンについてのお話を受けていると思う。ただここにある341回というのはあくまでも私どもが行っているネットアドバイザーを使った子供安全見守り講座を実施しているということなので、必ずどこの学校も他の団体(eーネットキャラバン、GREE、DeNA、NTTドコモなどの事業者やNPOなど)を活用して実施していると思う。我々ももっと学校に向けての告知に努め、講座の充実を図ってまいりたい。

(平本委員)

八潮市の場合、私の青少年育成団体の方で、教育委員会と共催で講習会を行っている。そのときに八潮市の全部の学校に声をかけ、個々にではなく全体の会を行っている。この場合、未実施というところに、こういった取組がどのように入ってくるのか分からないが、八潮市で全校対象という形で実施したりもしているので、その辺の数え方は難しいのではないかと思う。

(明石会長)

個人的にはこのテキストは良く作っていると思う。ぜひアドバイザーにお願いしたいのは、13頁までと14頁からとでは組み立てが違うので、できたら14頁以降の反応を知りたいと思う。親子がお互いに協力してアクションを起こすものになっている。頭で理解するだけでなく身に付けないといけないので、アクションを起こした後のこの14頁以降の親子の反応を知りたい。これがだいたい身に付いて最後の19頁で、これで安全、とできれば一番いい。できたら道徳の特別教科化が始まるので、埼玉県だけは特別に道徳にはこれを入れるなどしてほしい。そうしないと、配った一部だけの取組になってしまう。せっかく先端を走っている事業なので検討していただきたいと思う。

(事務局)

まずは今年度からこのテキストを使うので、参加した保護者の御意見をいただきながら教育委員会にもこの活用についてさらに何か出来ないか、調整してまいりたい。

(2) 議事ウ 青少年総合野外活動センターの廃止について 事務局から資料3に基づき説明し、委員から次のとおり質疑等があった。

(明石会長)

実は、文部科学省の青少年交流の家と青少年自然の家は27施設あるが、国全体にお金がないから市町村に手を挙げませんかと言っても、どこも挙げない。なぜ市町村が手を挙げないかというと、国の補助金があればもらってもいいけれども、体力がないから駄目だと。県立のこういった施設も今は県で運営できず民間の指定管理者が運営している。千葉県で言うと、9つの青年の家と少年自然の家があったが、すべて指定管理に移行している。県全体としては体力がないから、気持ちは分かるけれども難しいですよと。今後の30年間で約27億円の金が必要というのを見ると、少し発想も変えていかないとダメかなという感じは分かる。これは小学館集英社プロダクショングループが指定管理をやっているようだが、それでもあまり増えていないのか。

(事務局)

指定管理を導入することによって、多くのお客さんに御利用いただくような努力はしていただき、経営上の収支もトータルで申し上げると若干の赤字で推移している状況である。ただ、呼び込んでいるお客さんも実は県内学校の生徒や青少年団体ではなく、県外の団体にお越しいただくとか、それも年齢についてはシニアの方々や会社の研修であるとか、そういった方々に御利用いただいて、なんとか収支を確保している状況である。県内の学校などの利用団体の割

合は、全利用者の約3割程度にとどまっている状況である。指定管理者の御努力でなんとか経営収支を確保するよう努めていただいているが、施設の本来利用者であるべきお子さんや青少年団体の利用が3割にとどまるということである。県の税金を投入して運営しているので、やはり本来の利用対象者である子供達、青少年団体にきちんと還元されるべきであろうと考えている。

(明石会長)

個人的な意見だが、千葉市は小学校5年生のときに2泊3日で県内の施設に行く。6年生になると短期山村留学と言って、信州に行って民泊する。そのときに新卒の先生方もついていき、新規採用研修も兼ねている。この取組で、農林水産省から賞をもらった。これからは県の中で教育委員会と青少年課との合同で埼玉県の子供達がいつどこでどういった体験をすればいいかという成長スタイルを用意しておかないとならないと思う。廃止した後、どこでその体験を保証するのか。少年犯罪の数は増えていないけれども、ひきこもり的な子供達は増えつつあるかもしれない。子供達が外に出ていかないときに、これでいいんでしょうか、という議論も出てくる。その意味では、廃止は分かるけれども、それに代わる案をどこかで用意していかないと大変かなという感じがする。

(事務局)

体験活動の重要性というものは認識しているので、今後、効果的な体験活動事業の展開を検討してまいりたい。

(2) 議事エ 青少年課で実施する体験活動事業について 事務局から資料 $4-1\sim 4-3$ に基づき説明、また、明石会長から参考資料 について説明があり、委員から次のとおり質疑等があった。

(明石会長)

県の役割と市町村の役割があるが、700万人の県民がいて、川口や大宮などは東京に近い。かつての地域社会、お祭りを大事にするところと、東京に近い大都市化したところと、住宅地もある。そうすると、この事業は非常に良いけれども、大宮とか川口とか浦和の方は参加しやすいが、自然が残っているところの方から参加しにくいというような文句は出ないか。

(事務局)

夢のかけはし事業、夢の配達便事業について申し上げると、かけはし事業は、 県が主催をするため会場はこちらで設定している。それに対して配達便事業は、 講師を派遣するものなので、全県から応募があり、地域に関わりなく派遣をし ている。かけはし事業の方で、会場の設定については、例えば理化学研究所の 教室や専門学校を使ったパティシエの教室などは、やはり会場が限定される。 それはやむを得ないと考えているが、講師と調整の上、こちらで会場を設定するものについては、地域毎に会場を変えるなどして、できるだけ色々なところから参加していただきたいと思っている。

残念ながら会場限定のものはさいたま市や県南のものが多いので、結果的に 県南部の方が参加しやすいということは現実としてあるが、それ以外のところ で何とか色々なところで開催するようにしたいと思っている。

(明石会長)

たとえば、配達便事業は、去年は105人の講師が行っているが、派遣先は、人口規模1万人、3万人、5万人、7万人、10万人などで分けたときに、どのような度数分布になっているのか。講師もあまり遠いところに行きたくないと思うかもしれない。県の税金でやっている事業で、一部の方たちが非常に良い目を見て、他はそうでないということがあるのかないのか。105人の講師が出向いている中で、人口規模5万人以下の地域はほとんど行っていないとか、そういったことはあるのか。

(事務局)

ない。配達便事業に関しては、県の北部にも行っている。講師の方自身が北部にお住いの場合もあるし、県南部に集中しているということはない。

(明石会長)

ぜひ全県を視野においてやっているということを県民に分かるように伝えてほしい。埼玉子ども支援ネットワーク事業も非常に良いと思う。

(事務局)

会長の意見を踏まえ、効果的な体験活動の全県的な展開に向けて、限られた 人員や予算を効率的に活用するとともに、事業実績の分析等も踏まえて効果的 に事業を展開できるよう、進めてまいりたい。

(明石会長)

埼玉子ども支援ネットワーク事業では、放課後児童クラブはあまり手を挙げていない。放課後児童クラブは厚生労働省の管轄だと思うが、一番講師が欲しいと思っている。保護者が集まって運営しているから、多分そこまで情報がいっていないのではないか。もう少し放課後児童クラブの方にも情報を出していただけると助かるかと思う。

(事務局)

配達便事業では、放課後児童クラブからもたくさん申し込みをいただいてお

り派遣もたくさんしている。結果的に、子ども支援ネットワークの実績を見る と保育園や幼稚園など幼児が多いが、配達便事業はそもそも小中学生が対象な ので、小学校の放課後児童クラブからの申し込みは高い比率を占めている。

(中村委員)

今のような事業について、市の青少年団体を管轄している部署に御案内いただいて市から周知している場合もあるが、子ども支援ネットワーク事業はどのように団体に周知されているのか。

(事務局)

昨年度末にチラシを、市町村を始め放課後児童クラブや小学校のPTAなど 関係団体に直接お配りをしている。

(生駒委員)

子供を通じてこのチラシはいただいている。本当に青少年夢のかけはし事業などは単純に感想として親でもこれは行きたいなと思う、とても魅力的な事業だと思う。私はさいたま市なので場所が行きやすいところにありラッキーである。これを各地でできたらいいなと思う。とてもよい事業なので今後も期待している。

(沼野委員)

全体を通しての意見になるが、スマホなどはますます加速的に進んでおり変化が激しいので、やはり重点的にやらないと厳しいと思う。ものすごいスピードで進んでいて低年齢化している。子供達が自分の部屋にこもってしまう、何をしているのか分からない、というのがだんだん顕著になってきており、この状況も加速していくと思う。当然ながら子供は勉強やっているよと言うけれども、やっていなかったりする。システム的にどんなふうになるか分からないが、例えばネット上に子供の使用時間帯が出て親がチェックできるなど、そういったものがもう少し分かるような形にしないと、いつまでたっても具体的な対策が家庭でもできない感じがする。ますます3年後5年後にはネット上はすごいことが発生するのではと思う。

(明石会長)

今、中教審で一番議論しているのは、15年後今のような学校があるとは分かってないということである。スマホを使っているのに、学校の先生は黒板とチョークだけというのは15年後はありえないだろうと考えている。

同じように青少年課が扱う体験活動事業は今ではこうだけれども、15年後は色々な体験のバリエーションが出てくると思う。最近の新聞ではすぐつまずいて頭から落ちるとか、骨折するとか体力の問題も含め様変わりしている。そ

うすると15年後を見据えて学校の在り方とか地域における体験の在り様を 視野におかないと、スピードは速くなっているのだから、こちらとしてももう 少しテンポを早くして考えていかざるを得ないかなと、と話を聞きながら思っ た。